

我が社は仕事と育児を両立する社員を積極的にサポートします！

★育児休業は、性別を問わず取得できます！

子が1歳（一定の場合は、最長で2歳）に達するまで（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間＜パパ・ママ育休プラス＞）、申出により育児休業の取得ができます。（一定の場合とは、「保育所等への入所を希望し、申し込みをしたが入所できない場合」「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」を指します）

★育児休業を取得することで、こんなメリットがあります！

集中的に子どもと過ごす時間を持つことで、絆が深まります。日中の子どもの様子を見られることで普段は気づかない発見があるかもしれません。また、仕事面では、育休前後で業務の棚卸・引継が発生しますので、業務の効率化を図る機会になるなど、様々なメリットがあります。

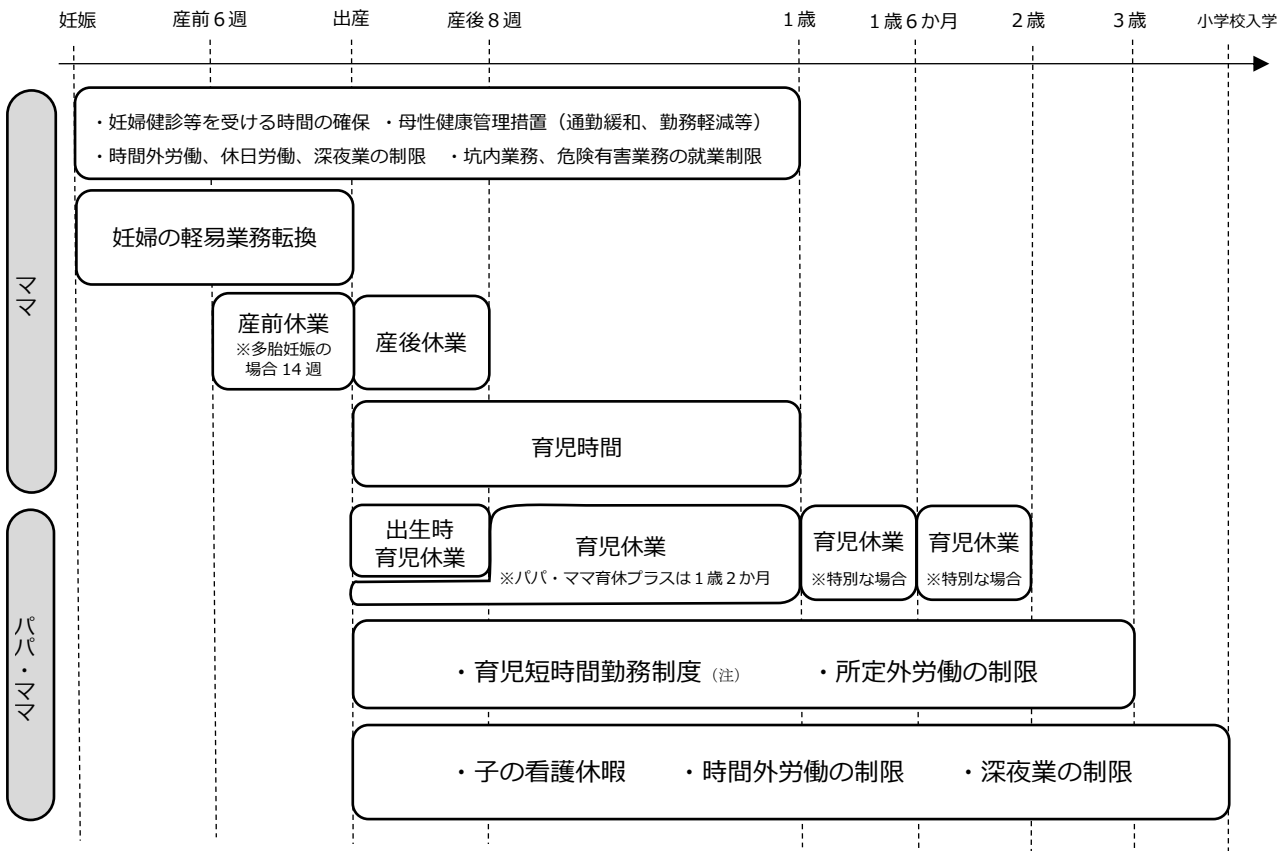
★育児休業、出生時育児休業を積極的に取得してください！

そのためにも、

- 仕事と家庭の両立に関する相談窓口を設置します！
（相談窓口：業務サポート本部2課 総務 山北）
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした方に対し、面談を行い、個別に制度を周知するとともに育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します！

育児休業、出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください！

仕事と育児の両立支援制度概要



※詳しくは、担当 山北までお問い合わせください。

TEL: 06-6208-0511

メールアドレス: yamakita@kscommunity.com